

政令第 号

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気通信基盤充実臨時措置法第六条第二号の資金の貸付けを定める政令の廃止）

第一条 電気通信基盤充実臨時措置法第六条第二号の資金の貸付けを定める政令（平成七年政令第二百六十九号）は、廃止する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第十六条」を「附則第十四条」に改める。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令

の一部改正)

第三条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月三十一日)から施行する。

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令第一条の二第六号に掲げる事業に係る資金について、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条第一項又は第二項の

規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

理由

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、電気通信基盤充実臨時措置法第六条第一号の資金の貸付けを定める政令を廃止するとともに、関係政令の規定の整備をする必要があるからである。

